

令和4年度「男女の賃金の差異」

公表日：2023年6月28日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	65.9%
正社員	66.5%
パート・アルバイト・有期社員	121.6%

説明欄

<p>対象期間：令和4年度(2022年4月1日～2023年3月31日)</p> <p>賃金：基本給、勤務手当(夜勤・日祝日等)、役職手当、時間外手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当、労働の対価でない祝金等を除く。</p> <p>正職員：育児短時間勤務職員を含む。</p> <p>パート・アルバイト・有期職員：嘱託職員を含み、昼間学生アルバイト、非常勤医師を除く。</p> <p>*パート・アルバイト職員は正職員の所定労働時間(1日8時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。</p> <p>差異について補足説明</p> <p><全労働者・正社員></p> <p>全労働者のうち最も差異を生じているのは医師で女性職員がいないため、医師を除いた場合、男女の賃金差異は全労働者で87.5%、正社員で88.9%である。</p> <p><パート・アルバイト・有期社員></p> <p>女性の方が賃金が高い嘱託職員が多いため、この結果になったと考えられる。</p>

2023年4月1日現在

管理職に占める女性労働者の割合	66.7%
男女の平均勤続勤務年数の差異	96%